

# 令和2（2020）年度第1回宇都宮地域医療構想調整会議次第

（書面開催）

日時 令和2（2020）年8月25日（火）

## 1. 議題

- （1） 今後の地域医療構想調整会議等の進め方について（資料1）
- （2） 保健医療計画（第7期）の中間見直しについて（資料2）
- （3） 病床機能報告結果（2019年度）について（資料3）
- （4） 病床機能報告のデータ分析について（資料4）
- （5） （一社）巨樹の会による病院の新規開設について（資料5）

## 2. 情報提供

- （1） 地域医療構想アドバイザーについて（資料①）
- （2） 外来医療計画の普及促進チラシの作成並びに実施要領の改訂について  
（資料②）

## 宇都宮地域医療構想調整会議委員

任期 平成30(2018)年11月1日～令和2(2020)年10月31日

No.	団 体 名	役職名	委員名	備 考
1	一般社団法人宇都宮市医師会	会長	片山 辰郎	
2	一般社団法人宇都宮市医師会	理事	村井 邦彦	
3	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	会長	北條 茂男	
4	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	会長	石崎 一郎	
5	公益社団法人栃木県看護協会	会長	朝野 春美	
6	済生会宇都宮病院	院長	野間 重孝	
7	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	院長	長谷川 親太郎	
8	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院	院長	田中 孝昭	
9	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	院長	八木澤 隆	
10	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	病院長	尾澤 巖	
11	宇都宮記念病院	院長	崎尾 秀彰	
12	藤井脳神経外科病院	理事長	藤井 卓	
13	皆藤病院	院長	菊池 信子	
14	根本外科胃腸科医院	理事長	根本 猛彦	
15	一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会	理事	沼尾 成美	
16	一般社団法人栃木県老人保健施設協会	理事	藤沼 澄夫	
17	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会員	佐藤 亜紀子	
18	特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会	副会長	川田 雅一	
19	宇都宮市自治会連合会	会長	藤原 由房	
20	獨協医科大学	教授	小橋 元	
21	全国健康保険協会栃木支部	支部長	宮崎 務	
22	栃木銀行健康保険組合	常務理事	安蘇谷 秀夫	
23	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課	主幹(介護保険担当)	中山 和江	
24	宇都宮市保健福祉部保健所	総務課長	宇賀神 勤	

## 宇都宮地域医療構想調整会議設置要綱

### (設 置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、宇都宮地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「宇都宮地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組 織)

第3条 調整会議は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から栃木県保健福祉部長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 宇都宮市保健所の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他地域の関係機関・団体の代表

### (任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

### (議 長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

### (会 議)

第6条 調整会議の会議は、栃木県保健福祉部医療政策課長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (部 会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

### (事務局)

第8条 調整会議の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

2 調整会議の庶務は、栃木県保健福祉部医療政策課及び宇都宮市保健所が共同で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、栃木県保健福祉部医療政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。